

(別紙)

【表】

鹿児島県知事 殿

誓 約 書

(届出者)

団体名

代表者氏名

当団体は、鹿児島県子ども食堂登録制度実施要綱に基づき、登録を届け出るにあたり、届け出る内容の一切について事実と相違ないこと、同要綱に掲げる要件を満たしているほか関係法令等を遵守していることを誓約します。

【裏】

鹿児島県子ども食堂登録制度実施要綱（抜粋）

第2 登録要件

1 事業者の要件

市町村又は次の（１）～（４）に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （１）会則・規約等の組織及び運営に関する事項の定め及び代表者を有し、子ども食堂の実施及び運営を責任を持って行うことができること。
- （２）子ども食堂を運営する事業について、独立した経理を行っていること。
- （３）子ども食堂を政治活動又は宗教活動を行うことを目的として運営する団体でないこと。
- （４）関係者及び関係団体に暴力団員及び暴力団がないこと。

2 子ども食堂の運営の要件

次の（１）～（６）に掲げる要件を全て満たすこと。

（１）子どもの参加

18歳未満の子どもが必ず参加すること。

（２）参加者の利用料金

18歳未満の子どもについては、無償若しくは低価格とすること。

（３）開催頻度

次のいずれかに該当すること。

ア 年間を通じて定期的かつ継続して開催すること。

イ 学校の長期休暇期間において、原則として定期的かつ継続して開催すること。

（４）様々なリスクへの対応

ア 食中毒や事故等に対応する保険へ加入すること。

イ 食品衛生法ほか関係法令通知等を遵守するとともに、食品衛生法の許認可等の規制も含めた保健所の指導に従うこと。

ウ 食品のアレルギー対策として、次のいずれかを行うこと。

① アレルギー対応しない場合

周知の徹底、注意事項の掲示、子どものみが参加する場合の事前の聞き取り等

② アレルギー対応する場合

専門職の関与、注意事項の掲示、子どものみが参加する場合の事前の聞き取り等

エ 参加する児童への虐待と認められる行為等を行わないこと。また、参加者間で、いじめ、非行、虐待などの行為が発生しないようスタッフによる注意や注意事項の掲示など必要な配慮を行うこと。

オ 参加者に政治活動、宗教活動、物品の売りつけを行わないこと。また、参加者がこれらの行為を行わないようスタッフによる注意や注意事項の掲示など必要な配慮を行うこと。

カ 防犯対策として、スタッフによる注意や注意事項の掲示など必要な配慮を行うとともに、最寄りの警察署等に開催場所・日時を報告しておく等の協力を依頼すること。

キ 災害時の避難場所の確認などの対策を講ずること。

ク 子ども食堂内での飲酒、喫煙を禁止すること。

ケ 主に酒類を提供する飲食店において子ども食堂を実施する場合は、当該飲食店の営業時間以外に実施すること。ただし、営業時間内であっても別室で実施するなど、飲食店の客と区分した場所で実施する場合は、その限りでない。

（５）営利を目的とせず、福祉を目的としたボランティア活動の一環として行われるものであること。

（６）事業者は、市町村、児童委員、市町村社会福祉協議会等との連携に努めること。